

隊友会規程第14号

平成23年4月1日

平成28年3月25日 一部改正

見舞金、香典、慰霊祭助成金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）における見舞金、香典、供花料及び慰霊祭助成金に関する基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員に係る見舞金及び香典)

第2条 正会員が重度障害となった場合の見舞金及び死亡した場合の香典については、各県隊友会長の定めるところによる。

(賛助会員に係る香典及び供花料)

第3条 賛助会員が死亡した場合の香典は、5,000円とする。

2 賛助会員が公務死亡した場合の香典は、10,000円とする。

3 前項の場合において、部隊葬が行われる場合は供花料として20,000円を供する。

(殉職隊員に係る慰霊祭助成金)

第4条 県隊友会長が、自ら主催して殉職隊員の慰霊祭を実施する場合及び自衛隊が実施する殉職隊員の慰霊祭に参加する場合には、慰霊祭助成金を県隊友会長に交付することができる。

(申請手続等)

第5条 賛助会員に係る香典及び供花料の申請は、別紙様式による。

2 公務死亡隊員に係る慰霊祭助成金は、本部の計画により交付する。

(見舞及び弔意等)

第6条 本規程に基づく見舞及び弔意等については、全て当該県隊友会長をと
おして行なわれるものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、見舞金、香典、慰霊祭助成金に関し必
要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行
する。

2 第3条別紙様式及び第5条第2項の改正は、平成28年4月1日から施行
する。

別紙様式
(第5条関係)

平成 年 月 日

公益社団法人 隊友会
理事長 氏 名 殿

〇〇県隊友会
会 長 氏 名 印

賛助会員香典・供花料交付申請書

標記について、下記のとおり賛助会員の（普通死亡・公務死亡）の通報がありましたので香典・供花料の交付を申請します。

記

1 賛助会員

- (1) 死亡年月日
- (2) 所 属
- (3) 階級・氏名

2 通報者

- (1) 官 職
- (2) 氏 名

注1 普通死亡か公務死亡のいずれかに該当するものを○で囲むこと。

2 交付申請は、各期取りまとめて行うものとする。

3 用紙はA4判